

次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案)について

令和2年11月16日
子ども・福祉部

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

平成30年に策定した現プランは令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする新たなプランを策定します。

2 プラン策定のポイント

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向け各障がい者施策を推進します。

また、計画策定にあたっては、

- ①新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」に基づいた対策を実施すること
- ②Society5.0で実現される社会を見越し、DX等を導入した取組（テレワークや遠隔手話等の移動を伴わない物理的接触を避けることによる感染防止対策等）を実施すること
- ③全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催および三重県障がい者芸術文化活動支援センター設置を契機とした社会参加の拡大を図ること
- ④SDGsの視点を取り入れ、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会づくりを進めることを基本とします。

3 プランの中間案の概要

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方

本プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

第2節 障がい者を取り巻く状況

令和2年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約72,000人、療育手帳所持者が約15,500人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約15,000人で、合わせて約103,000人弱となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者はゆるやかな減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみら

れます。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

1 権利擁護の推進

障がい者に対する差別や偏見の意識が根強く残る中で、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性をもとにした新たな偏見が生じているともいわれる中、障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、手話通訳者等の派遣や点字図書の作成等により障がい者の情報保障を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

さらに、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉従事者の権利擁護意識を醸成するとともに、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

2 障がいに対する理解の促進

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校等において人権・福祉教育等を進めます。

また、関係団体や市町と連携した取組や地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

なお、取組にあたっては、ICT等を活用するなど、新型コロナウイルス感染症対策への配慮や、DXの動向も把握しながら取組を進めます。

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、移動支援や失語症者向け意思疎通支援者の養成等、障がいの状態に応じた活動支援や遠隔手話通訳サービス等のICT等を活用した支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しむ環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

1 特別支援教育の充実

三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

2 就労の促進

ICTを活用したテレワーク導入等により、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、ICTなどを活用して、事業所業務等における共同受注のマッチング強化等により福祉的就労への支援を行います。

また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図るなど多様な就労機会の確保に取り組みます。

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

2021年に全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

また、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心に、ICT等を活用し、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、アートサポーターの確保等により、自己の芸術的な能力の発揮にかかる機会の拡充に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域移行・地域生活の支援の充実

グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図るとともに、相談支援体制強化に向けた基幹相談支援センターの設置および障がい者の生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点の整備を促進します。

また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材の育成や資質向上のほか、人材の確保やロボット等の導入による介護業務の負担軽減を図るなど、地域生活への移行の促進、地域生活の支援を進めます。

コロナ禍における障がい者支援を行う事業者に対する感染症対策の支援や、クラスター発生時等の広域協定に基づく支援を行います。

あわせて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対しては、福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、県内4地域で構築された医療的ケア児・者に係る地域ネットワークにおいて、支援者支援や地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構築・推進します。

精神障がい者については、地域における保健、医療、福祉等の一体的な取組の下、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

3 防災・防犯対策の充実

自然災害等の発生時に要配慮者の安心・安全を確保できるよう、社会福祉施設等における避難確保計画等の策定や計画に基づく訓練の実施を促すなど、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、市町に対し、福祉避難所に関する、感染症対策に対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援するとともに、大規模災害発生時の三重DPATおよび三重DWA T派遣に備え、登録促進や登録員の養成、訓練等に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

令和2年5月に告示された国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標（サービス見込量）等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから、最終案に明記します。

第4章 計画の推進

福祉・医療・労働・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年	12月	パブリックコメント実施（～令和3年1月） 県社会福祉審議会（中間案）
令和3年	2月	障害者自立支援協議会（最終案） 障害者施策推進協議会（最終案） 障がい者差別解消支援協議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案） 計画の策定